

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第18号

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第93号）の一部を次のように改正する。  
様式第4号から様式第7号までを次のように改める。

様式第4号(第14条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

大田市長 様

氏 名

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例第23条第3項の規定により、減額(免除)を受けたく申請します。

住 所	町 (自治会)		
氏 名 (代表者名)			
一般廃棄物の内容		一般廃棄物の重量	kg
期 間	年 月 日から 年 月 日		
減額(免除)を受けようとする理由			

様式第 5 号(第 14 条関係)

一般廃棄物処理手数料減免決定通知書

年 月 日

様

大田市長  印

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処理手数料の減免については、大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例第23条第3項の規定により、次のとおり手数料の減額（免除）を決定したので通知します。

住 所			
氏 名 (代 表 者 名)			
一般廃棄物の内容		一般廃棄物の重量	kg
区 分	減 額	円	免 除
条件又は指示事項			

様式第6号(第15条関係)

一般廃棄物処理業許可(更新)申請書

年 月 日

大田市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項(第6項)の規定により、一般廃棄物処理業の許可(更新)を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	事業の区分	収集運搬 ・ 処分
	一般廃棄物の種類	可燃物 ・ 不燃物
	営業区域	
事務所及び事業所の所在地	事務所	電話番号
	事業所	電話番号
事業の用に供する施設の 種類及び数量		
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに一般廃棄物の種類及び保管できる量		
料金表又は料金		
※ 事務処理欄		

既に廃棄物処理業の許可(他都道府県及び市町村の許可を含む。)を有している場合はその許可の種類等	都道府県又は市町村名	許可の種類	許可番号	許可年月日
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画の概要を記載した書類</li> <li>2 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</li> <li>3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有することを証する書類)</li> <li>4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本</li> <li>5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し</li> <li>6 申請者が廃掃法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類</li> <li>7 申請者が法人である場合において、当該法人に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類</li> <li>8 厚生労働大臣が認定する産業廃棄物又は一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に関する講習を修了した者にあつては、その修了証の写し</li> <li>9 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</li> <li>10 申請者が法人である場合には、法人及びその代表者に係る市税等納付状況調査同意書、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書</li> <li>11 申請者が個人である場合には、市税等納付状況調査同意書及び資産に関する調書</li> </ol> <p>注) 許可の更新を申請する場合、上記の書類図面のうち、1、6、8、10、11以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>			
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ※の欄は記入しないこと。</li> <li>2 「一般廃棄物処理業従業員届(様式第13号)」及び「車両届出書」を添付すること。</li> <li>3 1部提出すること。</li> </ol>			
※ 手数料欄				

一般廃棄物処理業許可証

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

大田市長

印

1 事業の範囲	事業の区分	収集運搬・処分業
	一般廃棄物の種類	可燃物・不燃物
	営業区域	大田市
2 事務所及び事業所の所在地	事務所 電話番号	
	事業所 電話番号	
3 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模		
4 許可の期限	年 月 日まで	
5 許可の条件	1) 関係法令、条例及び規則を厳守すること。 2) 大田市の施策に協力すること。 3) 大田市が定めた分別方法に従い、適正な処理施設に持ち込むこと。 また、処理施設内においては係員の指示に従うこと。	
6 備 考		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。